

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年12月26日

京都市長 門川 大作

京都市規則第57号

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を次のように改正する。

第8条中「書類」の右に「(次項第2号に掲げる額の支給を受けようとする場合にあっては、当該書類及び同号に掲げる出産であると認定するために必要な書類で別に定めるもの)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 条例第7条第1項に規定する別に定める額は、次の各号に掲げる出産の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 次号の出産以外の出産 350,000円

(2) 健康保険法施行令第36条ただし書に規定する出産 380,000円

第2号様式を次のように改める。

第2号様式

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

(あて先) 京都市	区長	年	月	日
申請者の住所		申請者の氏名		
		電話 ー		

京都市国民健康保険条例第7条の規定により出産育児一時金の支給を申請します。

被保険者証記号番号	京	出産した被保険者の氏名	
出生した者	氏名	申請金額	円
	出生年月日	年 月 日	出産場所
出産の種類	<input type="checkbox"/> 生産 <input type="checkbox"/> 死産 <input type="checkbox"/> 流産	在胎週数	週

注 該当する□には、レ印を記入してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、所轄局長が定める。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)